令和３年10月４日付け３生セ第0617002号
一部改正　令和４年７月27日付け４生セ第0413002号
一部改正　令和５年１月25日付け４生セ第1024001号
一部改正　令和６年２月29日付け５生セ第1128001号
一部改正　令和６年３月22日付け５生セ第1219001号
一部改正　令和７年３月７日付け６生セ第1205001号
一部改正　令和８年２月４日付け７生セ第1103003号
一部改正　令和８年11月17日付け８生セ第0816002号

「スタートアップ総合支援プログラム（SBIR支援）」
審査実施要領

第１　趣旨

「スタートアップ総合支援プログラム（SBIR支援）」（以下「本プログラム」という。）の公募において応募された研究課題の選考に当たり、生物系特定産業技術研究支援センター（以下「生研支援センター」という。）は、スタートアップ総合支援プログラム（SBIR支援）に係る運営管理委員会設置要領（令和３年６月22日付け３農会第197号農林水産技術会議事務局長制定。以下「設置要領」という。）、基礎的委託研究事業実施規程（平成15年10月１日付け15規程第73号。以下「実施規程」という。）、基礎的委託研究評議委員会運営規則（平成15年10月１日付け15規則第45号。以下「運営規則」という。）及び本要領に定めるところにより、研究課題の選考に係る審査（以下「審査」という。）を実施する。

第２　評議委員会

１　選考の公正及び適正を期するため、生研支援センターは、審査の実施に当たり、運営規則第６条第１項に基づき設置する評議委員会を開催する。

２　評議委員会は、次の条件を満たす者のうち、生研支援センター所長が、運営規則第６条第２項に基づき、評議委員（課題審査・評価）（以下「委員」という。）として委嘱した外部専門家等により構成する。

（１）設置要領第３に基づき、スタートアップ総合支援プログラム（SBIR支援）に係る運営管理委員会（以下「運営管理委員会」という。）が指名した者であること。

（２）本プログラムに係る研究課題に関して十分な学識と審査能力を有し、公正かつ中立な立場から審査を行うことができる者であること。

（３）その氏名、所属及び審査結果の公表について、あらかじめ同意することができる者であること。

３　評議委員会は、委員の過半数の出席をもって開催する。

４　評議委員会では、研究課題を募集する研究開発テーマごとに委員を配置して審査を行う。ただし、生研支援センター所長が合理的と判断する場合は、複数の研究開発テ

ーマにおける研究課題の審査を合同で行うことができる。

5　本プログラムのプログラムマネージャー（以下「PM」という。）は、評議委員会において意見を述べることができるものとする。また、PMは、第３の４の審査において１名以上出席するものとする。

6　公正かつ中立な審査を行う観点から、運営規則第６条第７項に基づき、委員は、その任期中は、本プログラムへ応募（研究担当者としての参加を含む。）することができない。

7　公正かつ中立な審査を行う観点から、審査対象となる研究課題と利害関係を有する委員は、当該研究課題の審査には参加できない。なお、利害関係を有する委員とは、当該委員が次の（１）から（８）のいずれかに該当する場合とする。

（１）当該研究課題の提案書類において研究に関与している場合。

（２）当該研究課題の提案書類における研究担当者と、同一の研究機関（民間企業、大学、国立研究開発法人等）において同一の部署（学科、研究領域等）に所属する場合。

（３）当該研究課題の提案書類における研究担当者と親族関係にある場合。

（４）当該研究課題の提案書類における研究担当者と直接的な競争関係にある場合。

（５）当該研究課題の提案書類における研究担当者と緊密な共同研究を行う関係にある場合。

（６）当該研究課題の提案書類における研究担当者と密接な師弟関係又は直接的な雇用関係にある場合。

（７）当該研究課題に参画する機関の役員に就任（すでに退任している場合も含む。）又は参画する機関に出資している場合。

（８）その他、生研支援センター所長が、公正な判断を行うに適当ではないと判断した場合。

8　審査対象となる研究課題と利害関係を有する委員は、審査の実施前までに、必ず生研支援センター所長にその旨を通知するものとする。

9　評議委員会は、委員の中から互選された委員長が議事を主宰する。

１０　委員長は、委員の中から委員長代理を指名し、委員長が職務を実施できないときは、その職務を代理させる。

１１　委員及びPMは、審査により知り得た情報について、生研支援センター所長が認める場合を除き、外部に漏らし、又は自身の研究もしくは業務に利用してはならない。委員及びPMの職を退いた後も、同様とする。

第３　審査方法

1　審査は、１次（書面）審査及び２次（面接）審査により行う。

ただし、生研支援センター所長が合理的と判断する場合は、１回の審査（提案書類の内容及び面接での応募者からの説明を基に審査）とすることができ、この場合、後述する２次（面接）審査に係る規定を準用するものとする。

２　１次（書面）審査は、以下のとおり実施する。

（１）研究開発テーマごとの委員が、応募された研究課題の提案書類を基に、別紙１～４「審査項目及び審査基準」に基づき各審査項目の採点を行い、審査項目ごとの平均点と加点（SAC候補者の有無を除く）の合計を当該課題の評点とする。なお、各フェーズの「達成目標」は別添のとおりとする。

（２）前号の結果に基づき、生研支援センターは、評点が上位の課題について２次（面接）審査の対象となる研究課題として選定する。

（３）ただし、各委員による採点において、各審査項目のいずれかがＤ（採択すべきでない）の評点とされた研究課題は、面接審査の対象にならない。

３　２次（面接）審査は、以下のとおり実施する。

（１）審査は研究開発テーマごとの委員により行う。なお、第２の７の規定等により審査に加わらない委員を除き、１研究課題当たり３名以上の委員が出席するものとする。

（２）委員が、応募された研究課題の提案書類及び提案内容に係る応募者からの説明を基に、別紙１～４「審査項目及び審査基準」に基づき各審査項目の採点を行い、審査項目ごとの平均点と加点の合計を当該課題の評点とする。なお、各フェーズの「達成目標」は別添のとおりとする。

（３）委員長は、各研究課題の採点結果について委員及びPMと意見交換を行い、各委員及びPMの審査結果や審査の基となった判断の理由等を確認することができる。なお、特定の委員の審査結果が他の多数の委員の審査結果と大きく異なる場合は、委員長は、当該審査結果に係る委員から、その審査の基となった判断の理由を確認するものとする。

（４）委員長は、前号により行った確認の結果、当該審査結果に係る判断の理由が妥当でないと判断したときは、当該課題の評点として、その外れ値を除いた委員の審査結果の平均を採用することができる。

（５）生研支援センター所長又は委員長が必要と認めた場合には、委員以外の外部有識者から意見を聴取することができる。

（６）前号までの結果に基づき、評議委員会において、応募された研究課題の評点を決定し、順位付けを行う。この際、同一の評点を得た複数の研究課題の優先順位は以下により判定するものとする。

①　２次（面接）審査において、別紙１～４「審査項目及び審査基準」における審査項目１、２、３及び５においてＳの評点が多い研究課題（各委員の採点におけるＳの合計数を採点委員数で除した値とする。以下Ａ、Ｂ及びＣについても同様とする。）を上位とする。

②　①でＳの評点が同数の場合、同様にＡの評点が多い研究課題を上位とする。

③　②でＡの評点が同数の場合、同様にＢの評点が多い研究課題を上位とする。

④　③でＢの評点が同数の場合、同様にＣの評点が多い研究課題を上位とする。

（７）各委員による採点において、各審査項目のいずれかがＤ（採択すべきでない）の評点とされた研究課題は、採択候補とはならない。

（８）評議委員会による２次（面接）審査の結果は、委員長が生研支援センター所長に報告する。

また、評議委員会の意見交換において、応募者が提案書類に基づき本プログラムを実施すると仮定した場合、その実施に当たり留意すべき事項が提起された場合は、委員長は、当該事項を併せて生研支援センター所長に報告するものとする。

４　スーパーアグリクリエーターを目指す有望な若手人材（以下「SAC候補者」という。）の審査は、以下のとおり実施する。

（１）PMが、２次（面接）審査において、SAC候補者を配置した研究課題の提案書類及び提案内容に係る当該人材からの説明を基に、当該人材ごとに適性を確認する。PM(複数の場合はPM代表)は、その結果を評議委員会に報告する。

（２）SAC候補者を複数配置している研究課題についても、当該人材ごとに適性を確認する。ただし、加点は、適性が確認された人数によらず１研究課題につき最大２点までとする。

（３）適性が確認されなかった当該人材は、研究課題が採択に至った場合もSAC候補者とはならない。

（４）SAC候補者を配置した研究課題が採択に至らなかった場合は、当該人材はSAC候補者とはならない。

第４　採択課題の決定

１　評議委員会による２次（面接）審査の評点を踏まえ、生研支援センター所長は、原則として評点の高い研究課題から採択候補課題として運営管理委員会に諮り、その承認を得て、採択課題を決定する。

２　生研支援センター所長は、前項で決定した研究課題の応募者に対して必要な通知等を行う。

第５　その他

１　本要領に定めるもののほか、評議委員会の運営に必要な事項については、委員長が委員に諮って定めるものとする。

２　審査の実施に関する庶務は、生研支援センターが行う。

３　本プログラムに係る研究課題について、審査実施後から契約締結前までに著しい経済情勢の変動や天災地変等により、当該研究課題の試験研究計画に係る事業遂行が困難となった場合は、研究代表者は速やかに生研支援センターに報告してその指示を受けるものとし、生研支援センターは当該課題を対象に、必要に応じて再審査を実施することができる。なお、再審査の実施時期等の詳細は、生研支援センターが決定する。

附　則

この要領は、令和３年１０月４日から実施する。

附　則

この改正は、令和４年７月２７日から施行する。

附　則

この改正は、令和５年１月２５日から施行する。

附　則

この改正は、令和６年２月２９日から施行する。

附　則

この改正は、令和６年３月２２日から施行する。

附　則

この改正は、令和７年３月７日から施行する。

附　則

この改正は、令和８年２月４日から施行する。

附　則

この改正は、令和８年11月17日から施行する。

別紙１　フェーズ０の審査項目及び審査基準

	審査項目	審査の観点	審査基準	配点
１	研究開発テーマへの適合性	農林水産・食品分野における現場又は政策的・社会的ニーズを的確に捉え、それらの課題解決に資する研究開発テーマに適合した提案となっているか。	各審査項目について、以下の５段階で採点。 S：特に優れている A：優れている B：ふつう C：不十分である D：妥当でなく採択すべきでない	S：8点 A：6点 B：4点 C：2点 D：0点
２	農林水産・食品分野への貢献度	事業化が実現した場合に農林水産・食品分野の現場課題の解決や成長発展に貢献するインパクトのある提案であるか。		
３	研究開発の革新性、優位性	技術シーズや研究開発が革新的であり、競合技術と比較して優位性や競争力があるなど、イノベーション創出につながるか。		
４	研究開発の目標と計画の妥当性、実現性	研究開発目標は明確かつ妥当で実現性があるか、また、目標達成に向けた研究計画の構成及び内容は妥当であるか。 フェーズ０が終了する段階でFS、PoCを実施することが可能な技術レベルに到達できる研究計画となっているか。		
５	事業化内容の新規性、優位性	事業化の内容は既存又は類似の事業と比較して、新規性、優位性（独自の価値の提供）があり、また市場獲得や成長性が見込めるか。		
６	研究等推進	研究開発の実施体制や必要経費は妥当であるか。		
加点	SAC候補者の有無【SAC候補者を配置して応募する研究課題のみ】	審査の結果、SAC候補者としての適性が確認された者がいるか。	該当／非該当	該当：2点
加点	「知」の集積と活用の場等による取組	応募時点で「知」の集積と活用の場の研究開発プラットフォームの構成員であり、当該プラットフォームのプロデューサーから研究課題の提案及び課題採択後のプラットフォーム活動について承認されている場合。	該当／非該当	該当：2点

別紙２　フェーズ１の審査項目及び審査基準

	審査項目	審査の観点	審査基準	配点
1	研究開発テーマへの適合性	農林水産・食品分野における現場又は政策的・社会的ニーズを的確に捉え、それらの課題解決に資する研究開発テーマに適合した提案となっているか。	各審査項目について、以下の５段階で採点。 S：特に優れている A：優れている B：ふつう C：不十分である D：妥当でなく採択すべきでない	S：8点 A：6点 B：4点 C：2点 D：0点
2	農林水産・食品分野への貢献度	事業化が実現した場合に農林水産・食品分野の現場課題の解決や成長発展に貢献するインパクトのある提案であるか。		
3	研究開発の革新性、優位性	技術シーズや研究開発が革新的であり、競合技術と比較して優位性や競争力があるなど、イノベーション創出につながるか。		
4	研究開発の目標と計画の妥当性、実現性	研究開発目標は明確かつ妥当で実現性があるか、また、目標達成に向けた研究計画の構成及び内容は妥当であるか。 フェーズ１が終了する段階でFS、PoCを通じた事業化に必要な技術的課題が明確となる計画になっているか。		
5	事業化内容の新規性、優位性	事業化の内容は既存又は類似の事業と比較して、新規性、優位性（独自の価値の提供）、知財戦略に基づく競争力があり、また市場獲得や成長性が見込めるか。		
6	事業化の取組の目標と計画の妥当性、事業化の実現性	事業化に向けた取組の目標と計画は妥当であるか、また、事業化のロードマップは妥当で事業化の実現性があるか。 以下の項目（前フェーズの達成目標）について全て満たしているか。 (1)想定する事業モデルを見据えた知財戦略の設定 (2)対象となる魅力的な市場の選定と深掘り (3)事業化に向けたマイルストーン（FS、PoC、法人立上げ、資金調達、事業開始など）の設定		
7	研究等推進	研究開発の実施体制や必要経費は妥当であるか。		
加点	SAC候補者の有無【SAC候補者を配置して応募する研究課題のみ】	審査の結果、SAC候補者としての適性が確認された者がいるか。	該当／非該当	該当：2点
加点	「知」の集積と活用の場等による取組	応募時点で「知」の集積と活用の場の研究開発プラットフォームの構成員であり、当該プラットフォームのプロデューサーから研究課題の提案及び課題採択後のプラットフォーム活動について承認されている場合。	該当／非該当	該当：2点

別紙３　フェーズ２の審査項目及び審査基準

	審査項目	審査の観点	審査基準	配点
１	研究開発テーマへの適合性	農林水産・食品分野における現場又は政策的・社会的ニーズを的確に捉え、それらの課題解決に資する研究開発テーマに適合した提案となっているか。	各審査項目について、以下の５段階で採点。 S:特に優れている A：優れている B：ふつう C：不十分である D:妥当でなく採択すべきでない	S：8点 A：6点 B：4点 C：2点 D：0点
２	農林水産・食品分野への貢献度	事業化が実現した場合に農林水産・食品分野の現場課題の解決や成長発展に貢献するインパクトのある提案であるか。		
３	研究開発の革新性、優位性	技術シーズや研究開発が革新的であり、競合技術と比較して優位性や競争力があるなど、イノベーション創出につながるか。		
４	研究開発の目標と計画の妥当性、実現性	研究開発目標は明確かつ妥当で実現性があるか、また、目標達成に向けた研究計画の構成及び内容は妥当であるか。 フェーズ２が終了する段階で事業化に必要な技術的課題の大部分を解決（あるいは目途を立てる）するための適切かつ具体的な計画になっているか。		
５	事業化内容の新規性、優位性	事業化の内容は既存又は類似の事業と比較して、新規性、優位性（独自の価値の提供）、知財戦略に基づく競争力があり、また市場獲得や成長性が見込めるか。		
６	事業化の取組の目標と計画の妥当性、事業化の実現性	事業化に向けた取組の目標と計画は妥当であるか、また事業化のロードマップは明確かつ具体化されているか。 フェーズ２が終了する段階でVC等からの資金調達が可能なレベルまで到達する計画となっているか。 以下の項目（前フェーズの達成目標）について全て満たしているか。 (1)FS、PoCを通して事業化に必要な技術的課題の明確化 (2)FS、PoCを通した有望な事業モデル（ビジネスシステムと収益モデル）の構築 (3)事業モデルを踏まえた知財戦略の確立 (4)成長性が期待できる市場とその規模の把握		
７	研究等推進	研究開発の実施体制や必要経費は妥当であるか。		
加点	SAC候補者の有無【SAC候補者を配置して応募する研究課題のみ】	審査の結果、SAC候補者としての適性が確認された者がいるか。	該当／非該当	該当：2点
加点	みどりの食料システム法に関するもの	環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和４年法律第37号。みどりの食料システム法。）に基づき「基盤確立事業実施計画」の認定を受けた研究課題	該当／非該当	該当：2点
加点	連結型の指定補助金等（フェーズ２限定）	指定補助金等の交付等に関する指針（令和６年６月４日閣議決定）の別表に掲げる指定補助金等（ただし本プログラムは除く）におけるフェーズ１を令和７年度末に終了する研究課題であって、本プログラムの研究開発テーマに合致する等の公募要領の要件を満たすもの	該当／非該当	該当：4点
加点	スマート農業技術活用促進法に関するもの	農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和６年法律第63号。スマート農業技術活用促進法。）第13条第4項に基づく開発供給実施計画の認定を受けており、かつ提案書の内容が当該開発供給実施計画に即している研究課題	該当／非該当	該当：2点
加点	「知」の集積と活用の場等による取組	応募時点で「知」の集積と活用の場の研究開発プラットフォームの構成員であり、当該プラットフォームのプロデューサーから研究課題の提案及び課題採択後のプラットフォーム活動について承認されている場合。	該当／非該当	該当：2点

※加点は最大合計で４点までとする。

別紙４　事業化準備フェーズの審査項目及び審査基準

	審査項目	審査の観点	審査基準	配点
1	研究開発テーマへの適合性	農林水産・食品分野における現場又は政策的・社会的ニーズを的確に捉え、それらの課題解決に資する研究開発テーマに適合した提案となっているか。	各審査項目について、以下の５段階で採点。 S：特に優れている A：優れている B：ふつう C：不十分である D：妥当でなく採択すべきでない	S：8点 A：6点 B：4点 C：2点 D：0点
2	農林水産・食品分野への貢献度	事業化が実現した場合に農林水産・食品分野の現場課題の解決や成長発展に貢献するインパクトのある提案であるか。		
3	研究開発の革新性、優位性	技術シーズや研究開発が革新的であり、競合技術と比較して優位性や競争力があるなど、イノベーション創出につながるか。		
4	研究開発の目標と計画の妥当性、実現性	研究開発目標は明確かつ妥当で実現性があるか、また、目標達成に向けた研究計画の構成及び内容は妥当であるか。 事業化準備フェーズが終了する段階でPMFのために必要な、開発技術・製品等の事業化に向けた準備が完了するための適切かつ具体的な計画になっているか。		
5	事業化内容の新規性、優位性	事業化の内容は既存又は類似の事業と比較して、新規性、優位性（独自の価値の提供）、知財戦略に基づく競争力があり、また市場獲得や成長性が見込めるか。		
6	事業化の取組の目標と計画の妥当性、事業化の実現性	事業化に向けた取組の目標と計画は妥当であるか、またＰＭＦを目指した取組として事業化のロードマップは妥当であり、計画通り実施することで事業の開始準備が完了できそうか。以下の項目（前フェーズの達成目標）について全て満たしているか。 (1)事業化に必要な研究開発（技術改良等）の完了 (2) 事業実施体制（法人設立を含む）の確立 (3)具体的な事業計画の策定 (4)具体的な顧客の選定 (5)ベンチャーキャピタル（VC）等からの出資の獲得		
7	研究等推進	研究開発の実施体制や必要経費は妥当であるか。		
加点	SAC候補者の有無【SAC候補者を配置して応募する研究課題のみ】	審査の結果、SAC候補者としての適性が確認された者がいるか。	該当／非該当	該当：2点
加点	みどりの食料システム法に関するもの	環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和４年法律第37号。みどりの食料システム法。）に基づき「基盤確立事業実施計画」の認定を受けた研究課題	該当／非該当	該当：2点
加点	スマート農業技術活用促進法に関するもの	農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和６年法律第63号。スマート農業技術活用促進法。）第13条第4項に基づく開発供給実施計画の認定を受けており、かつ提案書の内容が当該開発供給実施計画に即している研究課題	該当／非該当	該当：2点
加点	「知」の集積と活用の場等による取組	応募時点で「知」の集積と活用の場の研究開発プラットフォームの構成員であり、当該プラットフォームのプロデューサーから研究課題の提案及び課題採択後のプラットフォーム活動について承認されている場合。	該当／非該当	該当：2点

※加点は最大合計で４点までとする。

（別添）各フェーズの達成目標

	研究開発の達成目標	事業化の取組の達成目標
フェーズ０	革新的な技術シーズの確立（実験室レベルの実証が済んでいる、FSやPoCを実施できる技術レベル）	以下の項目をすべて満たすこと。 (1)想定する事業モデルを見据えた知財戦略の設定 (2)対象となる魅力的な市場の選定と深掘り (3)事業化に向けたマイルストーン（FS、PoC、法人立上げ、資金調達、事業開始など）の設定
フェーズ１	FS、PoCを通して事業化に必要な技術的課題の明確化	以下の項目をすべて満たすこと。 (1)FS、PoCを通した有望な事業モデル（ビジネスシステムと収益モデル）の構築 (2)事業モデルを踏まえた知財戦略の確立 (3)成長性が期待できる市場とその規模の把握
フェーズ２	事業化に必要な研究開発（技術改良等）の完了	以下の項目をすべて満たすこと。 (1)事業実施体制（法人設立（※１）を含む）の確立 (2)具体的な事業計画の策定 (3)具体的な顧客の選定 (4)ベンチャーキャピタル（VC）等からの出資の獲得
事業化準備フェーズ	PMF（※２）のために実施する、開発技術・製品等の事業化に向けた準備（技術改良等）の完了	研究開発成果を基にした事業の開始準備完了

（※１）法人設立の「法人」とは「株式会社」のことをいう。

（※２）Product Market Fit：顧客の課題を満足させる製品・サービス等を提供し、それが適切な市場に受け入れられている状態をいう。